

平成 19 年 3 月 14 日

## 作業員の負傷について

平成 19 年 3 月 13 日午後 3 時 10 分頃、運用補助共用建屋\*<sup>1</sup>にて使用済燃料輸送容器の性能確認作業\*<sup>2</sup>を行っていた協力企業作業員が、左手の中指を負傷したため、業務車にて病院へ搬送いたしました。

診察の結果、「左中指裂傷」と診断されました。

確認の結果、当該作業員は共同作業員 2 名とともに当該作業において使用する作業台車の作動確認をしておりましたが、台車の車輪にサビがあり動きにくかったため、前後左右に揺り動かしている時に台車と側面の壁の間に手を挟み負傷したことがわかりました。

対策として、作業現場に注意表示をするとともに、本事例については所内および協力企業に周知し、注意喚起いたします。

なお、放射性物質による汚染はありませんでした。

以 上

\* 1 運用補助共用建屋

使用済燃料共用プールおよび 2・4 号機の非常用ディーゼル発電機等が設置されている建屋。

\* 2 使用済燃料輸送容器の性能確認作業

10 年毎に使用済燃料輸送容器の伝熱性能、遮へい性能を確認する作業。